

2017年11月定例会(12月8日) 松谷清議員 厚生委員会 質問に関する質疑全文

○山田子ども未来課長 放課後児童クラブの取り組みについて御説明させていただきます。

共働きなどで家庭にいない保護者にかわりまして、児童の保護・健全育成を図る事業である放課後児童クラブについてですけれども、国が策定しました放課後子ども総合プランに基づきまして、本市でも利用希望者の受け入れを推進しているところであります。

具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、平成26年度末に策定いたしました静岡市子ども・子育て支援プランにおいて、平成27年度から31年度までの5年間で利用ニーズに対応するため、整備計画を立て、児童クラブの定員拡大に努めておるところであります。さらに、保育ニーズと同様、児童クラブのニーズも年々高まっており、利用希望者の数も、ここ数年、毎年200人規模で増加しているのが現状です。

クラブ数の整備の拡充によりまして、待機児童数につきましては、平成28年度は対前年比20人減、29年度は同じく15人減となっております。今年度は450人分の定員拡大を図っているところであります。今後も引き続き32年度、当市における児童クラブの待機児童ゼロを目指して、31年度までの計画的な整備を進めてまいるとのことになっております。

それから、今、時間延長の問題もありまして、請願者のお話のとおり、まだまだ6時までのクラブがあります。これは29年度に大幅な改善をいたしまして、静岡市の社会福祉協議会が運営しているクラブにつきましては、全て午後7時までになりました。

今、全部で78のクラブを清水を含めて運営しておりますが、6クラブが6時までということになっております。これにつきましても清水の育成会とお話をさせていただきまして、時間延長の取り組みについて、今、話を進めているところです。時間延長するに当たりましては、どうしても指導員の確保、それから処遇の改善が必要になりますけれども、この処遇の改善につきましても、国のメニューを導入しながら支援員の手当を上げて、そして午後7時までの延長につきましては、クラブ側と協議を重ねているところでありまして、全てのクラブが午後7時まで運営できるように努めてまいりたいと思っております。

○大石委員長 ただいまの説明に対し、質疑等がありますか。

○池谷委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、市で考えているその整備計画で、実際のところ遅延が発生したりとか、そういったことは今、起こっているんでしょうか。

○山田子ども未来課長 5年間で整備するというところでやっておりますけれども、まず待機児童が多く発生しているところから順に整備計画を立てまして整備しているところです。先ほど申し上げましたけれども、今年度で450人分の定員の拡大をさらに図ることになりますけれども、あと2年で約1,100人分の定員の拡大を図っていきたいということで、現在、児童クラブにつきましては学校内につくることを計画していますので、学校等と協議しまして、計画を進めてまいるとのこと、おくれしているというよりも年度を計画的に進めていると御理解いただけたらと思います。

○寺尾委員 時間延長のことで今お話がありましたが、現在、計画的に進めるというお話がありましたけれども、見通しとして、特に清水区の場合の19時までの時間延長は、大体いつごろ実現できそうですか。その辺を教えてください。

○山田子ども未来課長 いつかということですが、実は、今年度当初には清水区の7つ、まだ6時までだったんですけれども、年の途中で1つのクラブが時間延長していただくことができました。これは手当の問題もありますけれども、国のメニューがあるものですから、それを活用して支援員の処遇を改善しながら取り組むという2つの方法で、まずは処遇改善ということで手当を用意して、そこで金銭的な裏づけをつけるということ。あとは支援員の確保という問題もありますので、そちらのほうが問題になりますけれども、これは各クラブとよく話し合いをしてやっていただかなきゃならないものですから、そこはきめ細かな説明をする。それからクラブの事情もこちらで聞いて、できることをやっていくということで、目標といたしましては32年度までには全て時間延長したいと思っております。育成会と常に話をして進めていきたいと思っております。

○松谷委員 私も葵区、駿河区については十分理解しているつもりだったんですが、清水区の話は、自分としても、きちっと把握していないということがわかりました。請願者の方が、清水区は育成会でやっているんですが、ボランティア組織で、そういうさまざまな学童保育というか、児童クラブに入所するときの条件が何か静岡地区と違っているような言い方にも聞こえたんですが、そこを確認したいのですが。そのボランティア的というのは、どういうことを意味しているのか、よくわからないんですけれども。

○山田子ども未来課長 ボランティア的ということで、確かにもともとの始まりは、地域の子は地域で育てるという清水の土壌がありました。手当も、これは社協も含めて同じなんですけれども、パートタイマーが主流でした。今でもパートタイマーでやられてはおりますけれども、市といたしましては、やはり児童クラブの支援員さんにその業務としてふさわしい手当をしたい。あるいは安定的にクラブで勤めていただきたいということがありますので、クラブの考え方もあるものですから、パートを望む方もありますし、あるいは常勤的な働き方を望む方もあります。ここはクラブの運営に任せるところもあります。

ただ、クラブ運営に対する委託料で賄っておりますけれども、委託料の試算におきましては、主任支援員につきましては嘱託化できるような手当についてはクラブと委託をしておりますので、あとは働く方の、やはり扶養の範囲で働きたいという方があれば、嘱託のように働きたいという方もあるものですから、そこは市が押しつけることはできないものですから、クラブ側に任せているということで、初めはボランティア的なこともありましたけれども、今は静岡地区も清水地区も同じ基準で委託料の算定をしております。手当については、クラブと支援員さんの考え方だということがあります。そういったところで、市は手当を支給しているということです。

○松谷委員 結局、委託料は清水区も駿河区も葵区も同じなんですよね。だから、静岡でも、さっきの時間延長の問題については、なかなか働いてくれる人がいないということで、しかし現実的には、ほぼ完成というか解決したんですよね。だから、清水で解決しないというのは、さっきのお話だと何かボーナスも年金加入もないとかいう話があるんだけど、そこがちょっと静岡的に言うと、社協に委託しているというのもあるんですけど、そういう問題。ある意味では、もちろん嘱託、パートさんとかいろんな状況の違う方が働いていることは事実だけれども、ボーナスとか年金とかが全くない状態ということですか、そこは、ちょっとよくわからない。

それと、ボランティアか市のあれかというのは、清水区のあり方と静岡地区とで違うシステムという中で、大きい課題があるので、すぐには解決はつかないと思うんですけれども、ボランティアのグループの中で解決すれば、解決しちゃうという話。よくわからないんですが、その運営状態が。清水区は年金にも入れないと

か、ボーナスがないとか、静岡地区は出ているとか、そういう格差がなぜ生まれているかが、ちょっとうまく理解できないんですけれども。

○山田子ども未来課長 少し繰り返しになる面もありますけれども、やはり働く方がどういうところを希望するかということにも大きくかかわってしまっていて、扶養の範囲で働きたい方になりますと、これはやはり社会保険等の適用を望まない方もいらっしゃるということになります。望む方は、育成会でそういった手当をして入っていただくことになるものですから、そこは育成会と、その雇用されている支援員さんとの勤務等のやりとりということになると思います。

それから、手当の関係ですけれども、これは時間延長することによって、処遇改善メニューということで手当が払えるようになるものですから、払い方といたしましては、時給単価そのものを上げるやり方もありますし、ボーナス的なことで一時金として払うやり方もあり、これはある程度、育成会の中で働く皆さんのやり方があるものですから、そこは、うちとしてはモデルを示して、こういった形はどうですかということ提案いたしますけれども、最終的には育成会で選んでいただくことになっております。

○松谷委員 そうすると、静岡地区の支援員さんたちと、もちろん嘱託になる人とならない人も当然選択があるんだけれども、市としては、そういう条件は全く同じでやっているんだけれども、清水区の場合には、そういう形のところに応募してくる働く人がいないんだから、現状そうなっているよということで理解していいんですね。

先ほどの請願者の方の言い方というのが、実情はよくわからないというお話だったものだから、よくわからないんだけれども、言葉として受け取ると、何か静岡市が委託しているんだけれども、清水区と葵区と駿河区で、何か違いがあるかのように受け取られるものだから、そこが委託の中身じゃ変わらないと。ただ、現実に育成会の対処のところ、人の集まり方とか何か、そういう課題があるということで理解すればいいということ、でいいか、確認したいんだけれども。

○山田子ども未来課長 松谷委員のおっしゃるとおり、委託料算定におきましては同じ基準で算定しておりますので、あとはそれぞれの育成会、あるいは社会福祉協議会の考え方もあります。そういったところを尊重しながら、児童クラブが安定的に運営できるような支援をしていきたいと思っています。

○大石委員長 ほかにないようですので、質疑等を終わります。

ただいま議題となっている請願はいかが取り計らいましょうか。

御意見がありましたらお願いします。

○池谷委員 自民党会派です。本請願のうち、項目2の7のみ厚生委員会とのことですけれども、放課後児童クラブに関して先ほど当局の説明にあったとおり、市としての整備計画があり、それに沿って進められていると。特に現在遅延が発生しているわけではないというのが私の認識であります。したがって、請願にある放課後児童クラブに入れる対策を早めるというのは、確かに気持ちはわかるんですけれども、当局も工夫して大変多いところから順にやっているということで、やっている最中ですので、今回は不採択と考えております。

○池邨委員 志政会といたしましては不採択です。

理由は、平成31年度までに児童クラブを拡充して待機児童をゼロにするということと、あと時間延長については努力していただいているので、その点は計画どおり進めていただければと思いますので、本件は不採択とします。

○寺尾委員 共産党でございますが、ぜひ採択していきたいという考え方であります。

今、当局も努力されているということはよくわかります。一生懸命やっただいていることは評価したいと思うんですが、該当の保護者の方々からすると、やっぱりちょっと、いわゆるスピード感という点では、これは非常に物足りないという感じがあると思うんです。

確かに放課後児童クラブに入れる対策をという項目になっているんですけども、放課後児童クラブには、いろんな問題がまだたくさん残されていると。例えば、待機児童の問題はもちろんあるわけですけども、きょう論議されております時間延長の問題もあります。それに加えまして、今、課長からお話がありましたように支援員を増員していかなきゃならないという問題。さらには処遇改善もやっぱり早急に図っていかねばいけない問題。さらには施設の増設、改修という問題も、この放課後児童クラブには多くの問題がまだまだ残っている。そこをスピード感を持って解決を図っていかなくてはならないということ、私は非常に、保護者の立場に立つと、そう悠長なことを言っちゃいけないという気持ちもあるんです。

ですから、この請願の趣旨をしっかりと酌み取って、早急な対策を進めていくことが必要だと考えます。そういう点で、ぜひ採択をしていただきたいと。私ももちろんそのつもりでありますけれども、お願いしたいと思いません。

○松谷委員 緑の党としては、これは請願の趣旨と子育て5カ年計画と、全くそんなに相違がないので、今、請願が出てくるという意味がちよっと私は不明な点もあるんだけれども、別に相違はないので、私はこれは賛成です。

ただ、育成会と市と保護者との間の意思疎通のところ、請願の趣旨説明された方が直接現場にかかわっていないということで、十分説明が足りていない点もあるのだらうとは思いますが、意思疎通を十分にやっていくことが必要だとは感じました。そういう点を、今後、課題というか、意思疎通ができるように市も努力していただきたいと思えます。この請願には賛成です。

○大石委員長 それでは、採決に入ります。

不採択との意見がありましたので、本件は挙手により採決します。

請願第8号中所管分は採択することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○大石委員長 賛成少数でありますので、請願第8号中所管分は不採択と決定しました。

○大石委員長 次に、請願第9号国民健康保険料の引き下げを求める請願を議題とします。

本請願については、請願者から趣旨説明の希望がありますので、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○大石委員長 御異議もないようですので、請願者の趣旨説明を許可します。

〔請願者演壇へ移動〕

○大石委員長 趣旨説明に先立ち、請願者の方をお願いいたします。

初めに、御住所とお名前を述べていただき、趣旨説明については5分以内で簡潔に述べていただくようお願いいたします。

では、趣旨説明をお願いします。

○松原請願者 私は、清水区の松原 透といます。よろしくお願いします。

国民健康保険料の引き下げを求める請願の趣旨説明をいたします。

私たちの請願項目は、国民健康保険料を引き下げてくださいです。私たちの請願項目について9,779名の方が賛同し、署名をいただいています。

この請願は多くの市民の方の生活要求であることを、最初に申し上げます。

私たちは署名を7月から12月まで毎月2回、青葉公園前で昼に1時間、宣伝行動をしております。また、各団体の会員や構成員の方が地域や会員に広めて集めています。あと、医師会や歯科医師会に加入している先生方の皆さんにもポストインをして、返信用封筒を添えて協力いただいています。そのようにして集めた市民の皆さんの要求であることを、まず承知していただきたいと思います。

請願の趣旨を述べます。

私たちが国民健康保険料の引き下げを求める理由の1つ目は、国保加入者の生活実態から見て、国保料が高過ぎるからです。

2014年で国保加入者の4割が無職、3割が非正規雇用の労働者です。加入世帯の平均所得は、2004年度で144万円です。これは13年前の1991年と比較しますと、144万円減少しています。年金が減らされて、医療や介護の負担がふえる中で、暮らしの厳しさが増えています。また、生活保護基準以下の世帯でも年間30万円から40万円の保険料が請求される世帯もあります。負担の重さは深刻だと思います。国保料を払いたいという意思があっても、払うことができないという実態があると思います。特に、低所得者については重い負担となっています。

2つ目には、国保料の引き下げが財政的に可能であると考えます。

平成28年度国保会計決算は28億円の黒字で、国保基金は60億円になります。国保加入者が貯金を取り崩しながら国保料を払ったり、生活している中で、国保基金を積み立てているというのは、市民感覚からしてみても納得できるものではありません。引き下げをできる財源は十分にあると考えます。

ぜひとも請願趣旨に御理解いただきまして、この委員会で活発に議論していただきたいと思います。

毎年、運協の意見を尊重するというので、不採択という流れになるのですが、運協の意思を尊重していただくのは結構なんですが、市民から選挙で選ばれた皆さんの意思を、やっぱり議会としての意思を示していただきたいと思ひまして、討論をしていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○大石委員長 委員の皆さんから請願者に対しての質疑等がありますか。

○寺尾委員 請願者の方にお尋ねいたします。

27年度、28年度と、国保料の引き下げが皆さんの切実な思いが実ってできたということであります。私も非常に喜んでいますが、これに対する市民の皆さんの声としては、どんな声が聞かれるでしょうか。ちょっと教えてください。

○松原請願者 私たちが運動を進めてきて、市民の皆さんから引き下げてほしいという要求がありまして、その声が長く運動して初めて2年連続して実現できたという点では、非常に喜んでおります。市民の皆さんもやっぱり要求を出せば下げられるんだねということで、歓迎する声が多いです。ただ、1人当たりの国保料にしますと5,000円から1万円未満ということで、金額的にはまだまだ負担増を改善するというようなものになっていないものですから、その点で負担の引き下げの金額をもっと大胆なものにしてほしいという要望はございます。

○寺尾委員 来年度から国保料制度が県に移管されるという新たな状況があるわけですね。その中で、ことしは多分、多くの市民の皆さんから県に移管したらどうなるんだというような不安の声もあったんじゃないかと。さらには引き下げもしてほしいという声もあったんじゃないかと思えます。ことし、署名運動などを進めてきて、こういう不安な声などはどうだったでしょうか。お聞かせいただけますか。

○松原請願者 平成30年度から都道府県単位化ということで国保の制度が大幅に変わることに伴って、その変更に伴って国保料が引き上がったとか、今、運営協議会の中で市民の委員が参加させてもらっていますけれども、そういったことが変わるんじゃないかという不安はあります。国保料についても、納付金を市から県に100%納めるということもありますので、そういった関係で国保料が引き上げになるんじゃないかという不安は、具体的な数字が示されていない中では、市民の中ではございます。

あと、運営についても、本当に市民の声が国保の運営に生かされるのかという点で、疑問に思っている声は広くあります。

○松谷委員 これは議会の中で議論しなきゃいけないことですが、要するに前年も引き下げの陳情が出て、私はそれに賛成したんですけど、一応、市当局側の言い分としては、広域化の中で明確な納付料が決まらない中であることと、基金は、そういう納付料が決まらない、引き上げられる可能性もある中で、その基金を活用して引き上げをできるだけ先延ばしするような努力をするということで、前回、市当局側として引き下げを認めないという言い方になっていて、私もそれは納得できる部分もあるんですが、そういう基金がたくさんあるということだけでも、市側の引き上げていけないために、今は未知数の広域化の中で、ちょっとそこは様子を見させてくれという主張に対しては、どうお考えになるのですか。

○松原請願者 基本的に引き上げなければというか、現状、引き上げなければ一つはいいというのはあるんですけど、実は、特に低所得者のところで負担が重いということがありまして、あと、負担が重いために受診抑制になるという事例が、私も医療機関に勤めていますのでわかりますし、無料低額診療をやられている済生会病院とか、私の勤めている田町診療所で無料低額診療を利用される方もいますので、そういった意味で国民皆保険を保障する健康保険ですので、そういった意味で低所得者のところでの負担、医療にかかりたいときにかかれるというような形での対応というのがやっぱり必要じゃないかというような思いは強くしています。